

福岡県公報

令和 7 年 6 月 10 日
第 602 号

目次

告 示 (第374号・第375号)

○指定納付受託者の指定について	(会計管理局会計課) …………… 1
○公金事務の委託に係る告示	(会計管理局会計課) …………… 1
公 告	
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) …………… 2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 4

警察本部

○電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等の一部を改正する告示	(警察本部情報管理課) …………… 5
--	---------------------

告 示

福岡県告示第374号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定納付受託者として指定する者の名称及び事務所の所在地

- (1) 名称
株式会社電算システム
- (2) 事務所の所在地
岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

2 指定した日

令和 7 年 4 月 1 日

3 対象となる歳入

次に掲げる福岡県公金のうち、納付者が法第243条の2の5第3項の規定により準用する法第243条の2の4第2項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の19に定める方法以外の方法により納付を行うもの

- (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金
- (2) 心身障がい者扶養共済掛金
- (3) 県営住宅家賃
- (4) 県立高校入学科等
- (5) 放置違反金

福岡県告示第375号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

- (1) 名称
株式会社電算システム
- (2) 住所又は事務所の所在地
岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

2 委託した公金の収納に関する事務に係る歳入

次に掲げる福岡県公金のうち、納付者が法第243条の2の5第3項の規定により準用する法第243条の2の4第2項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の19に定める方法により納付を行うもの

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

(2) 心身障がい者扶養共済掛金

(3) 県営住宅家賃

(4) 県立高校入学金等

(5) 放置違反金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年4月1日

4 委託をした日

令和7年4月1日

公 告

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和7年6月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る物品等の名称及び数量

名称 選挙公報（選挙区）ほか1件（7活026）

数量 2,699,200枚 ほか

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和7年5月16日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社西日本新聞プロダクツ

(2) 住所

福岡市博多区井相田二丁目1番60号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

156,383,550円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(d)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年6月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市多久字口木353番1の一部及び353番2から353番10まで並びに字沼田418番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市土地開発公社

理事長 馬場 貢

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年6月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

山内 康平

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
古賀 峰雄	久留米市大橋町常持955番地
山川 依子	久留米市大橋町常持983番地 1
幸若 雅樹	久留米市大橋町合楽411番地
末次 博幸	久留米市大橋町常持771番地 1
秋永 昇	久留米市大橋町常持844番地
秋永 良典	久留米市大橋町常持229番地 3
西田 繁喜	久留米市大橋町合楽358番地 1
中鶴 裕一	久留米市大橋町合楽200番地 2
面坂 和喜	久留米市善導寺町島660番地
石橋 豊勝	久留米市田主丸町中尾1774番地 2
塩足 俊明	久留米市田主丸町中尾1017番地、1018番地合併の 2
大塚 盛行	久留米市草野町草野608番地

氏 名	住 所
-----	-----

氏 名	住 所
柳瀬 智弘	久留米市大橋町合楽535番地 1
秋永 逸男	久留米市大橋町常持976番地 2
石井 俊一	久留米市大橋町合楽246番地 1
平塚 健作	久留米市大橋町常持374番地 2
山川 茂之	久留米市大橋町常持836番地
古賀 清英	久留米市大橋町常持1062番地
田中 正	久留米市大橋町合楽381番地 2
行徳 美光	久留米市大橋町合楽435番地
西坂 定行	久留米市善導寺町島623番地
清水 正文	久留米市田主丸町中尾1695番地 1
永松 研二	久留米市田主丸町中尾927番地 2
中野 博文	久留米市草野町草野702番地 2

氏 名	住 所
古賀 正秀	久留米市大橋町常持904番地 2
西田 茂宏	久留米市大橋町合楽864番地 3
重松 寿幸	久留米市国分町171番地18

宮ノ陣第一土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭

和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 6 月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
花田 和也	久留米市宮ノ陣二丁目12番12号
原口 輝俊	久留米市宮ノ陣二丁目 7 番 5 号
半田 清	久留米市宮ノ陣二丁目 5 番 5 号
宮崎 政信	久留米市宮ノ陣二丁目 8 番 6 号
樋口 博史	久留米市宮ノ陣二丁目10番12号
笠 典紀	久留米市宮ノ陣五丁目 5 番28号
高田 則幸	久留米市宮ノ陣二丁目11番21号

2 退任監事

氏 名	住 所
吉田 正憲	久留米市宮ノ陣二丁目 4 番 5 号
木村 喜治	久留米市宮ノ陣二丁目 2 番73号

3 就任理事

氏 名	住 所
花田 和也	久留米市宮ノ陣二丁目12番12号
原口 輝俊	久留米市宮ノ陣二丁目 7 番 5 号
半田 清	久留米市宮ノ陣二丁目 5 番 5 号
宮崎 政信	久留米市宮ノ陣二丁目 8 番 6 号
樋口 博史	久留米市宮ノ陣二丁目10番12号
笠 典紀	久留米市宮ノ陣五丁目 5 番28号
宮崎 良介	久留米市宮ノ陣四丁目12番 8 号

4 就任監事

氏 名	住 所
吉田 正憲	久留米市宮ノ陣二丁目 4 番 5 号
木村 喜治	久留米市宮ノ陣二丁目 2 番73号

公告

鳥飼西田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 6 月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
原 学	久留米市津福本町1925番地
山本 政輝	久留米市津福本町1596番地 5
塚本 篤行	久留米市津福本町1108番地
中原 弘光	久留米市梅満町818番地
堀 久万男	久留米市梅満町1311番地 1
熊丸 敏博	久留米市梅満町664番地

2 退任監事

氏 名	住 所
宮原 恭明	久留米市津福本町2134番地
中村 博俊	久留米市梅満町18番地 9 ボヌールメゾン 梅満西棟

3 就任理事

氏 名	住 所
原 学	久留米市津福本町1925番地
山本 政輝	久留米市津福本町1596番地 5

塚本 篤行	久留米市津福本町1108番地
中原 弘光	久留米市梅満町818番地
堀 久万男	久留米市梅満町1311番地 1
熊丸 敏博	久留米市梅満町664番地

4 就任監事

氏 名	住 所
宮原 恭明	久留米市津福本町2134番地
中村 博俊	久留米市梅満町18番地 9 ポヌールメゾン梅満西棟

警 察 本 部

福岡県警察本部告示第34号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（令和 3 年 5 月福岡県警察本部告示第31号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 6 月16日から施行する。

令和 7 年 6 月10日

福岡県警察本部長 住友 一仁

1 の表中

「 道路交通法（昭和35年法律第105号） 」	第74条の 3 第 5 項	を
	第78条第 1 項	
	第78条第 4 項	
	第78条第 5 項	

「 道路交通法（昭和35年法律第105号） 」	第74条の 3 第 5 項	に改める。
	第74条の 3 第 9 項	
	第78条第 1 項	
	第78条第 4 項	
	第78条第 5 項	

4 の(1)のイの表中

「 遺失物法施行規則 」	第26条	を
	第28条第 2 項及び第 3 項 （第 1 号イ及び第 2 号イ を除く。）	
	第31条第 1 項	
	第32条	
	第33条第 1 項	
	第41条	

「 道路交通法 」	第74条の 3 第 9 項	に改める。
「 遺失物法施行規則 」	第26条	
	第28条第 2 項及び第 3 項 （第 1 号イ及び第 2 号イ を除く。）	
	第31条第 1 項	
	第32条	
	第33条第 1 項	
	第41条	

4 の(3)の表中

「 道路交通法 」	第78条第 1 項	を
	第78条第 4 項	
	第78条第 5 項	

「 道路交通法 」	第74条の 3 第 9 項	に改める。
	第78条第 1 項	
	第78条第 4 項	
	第78条第 5 項	